

給付奨学金

平成31年度に大学・短期大学・専修学校（専門課程）に進学予定の奨学金を希望する皆さんへ

給付奨学金案内



・この冊子を読んで給付奨学金についてよく理解したうえで、申込みを希望する場合には、「申込みのてびき」に従って申込手続きを進めてください。

平成30年4月1日

知っておいてほしいポイント

給付奨学金制度の主旨

日本学生支援機構の給付奨学金は、国費を財源として、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学を断念することのないよう、返還義務のない奨学金を支給することにより進学を後押しするものです。

給付奨学金の支給を受ける奨学生は、給付奨学生としての自覚を持って学業に精励しなければなりません。

進学前には振り込まれません！

奨学金は、進学後に振込みが始まります。進学前に必要な「入学金」等には利用できません。

申込みは進学前のみ

給付奨学金は、制度の趣旨から、進学前の申込みのみとなり、進学後の申込みはできません。

貸与奨学金と併せての利用もできます

給付奨学金と貸与奨学金の両方を利用することができます（それぞれの基準を満たす場合に限りです）。

※成績不振に病気等のやむを得ない理由がない場合、学校処分の除籍・退学・無期停学又は3か月以上の停学となった場合、返還が必要になります。

目次

奨学金制度① 支給金額	3	奨学金の手続き② 進学後の手続き	6
奨学金制度② 申込資格と基準	4	奨学金の手続き③ 奨学金支給中の手続き	7
奨学金の手続き① 採用候補者決定後の手続き	5		

本冊子の用語

あなた……………奨学金に申込み生徒本人

機構……………日本学生支援機構

高等学校等……………高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校（高等課程）

大学等……………大学、短期大学、専修学校（専門課程）

採用候補者……………予約採用により進学後の奨学金の予約ができた人

社会的養護を必要とする人

……………18歳となった時点で（奨学金申込時点で18歳になっていない人の場合は、奨学金申込時点で）次の施設等に入所して（養育されて）いた（いる）人

児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親

家計支持者……………父母（父母ともいる場合は2人とも）。父母ともいない場合は、代わって家計を支えている人（たとえば祖父母等）

奨学金制度① 支給金額

1 通学の課程

平成31年4月分から卒業する（修業年限の終期）まで、原則毎月1回下表のとおり、学校の設置者及び通学形態により定まる金額（月額）が振り込まれます。

区分	国立		公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学 高等専門学校 専修学校（専門課程）	2万円 (0円)	3万円 (2万円)	2万円	3万円	3万円	4万円

- ① 「社会的養護を必要とする人」には、上表の「自宅外通学」の月額が支給されます。
- ② 「社会的養護を必要とする人」以外の人には、「進学届」（6ページ）提出時に届出た通学形態に応じた月額が支給されます。なお、「自宅外通学」の月額は、入学した月において自宅外通学（※）の人が選択でき、「自宅外通学」の月額を選択する場合、自宅外通学であることの証明書類の提出が必要です。（6ページ）
- ※ 学生が家計支持者のもとを離れて生活していることをいい、家計支持者の単身赴任等は含まれません。
- ③ 国立の大学等で授業料の全額免除を受ける場合、支給月額が減額され、上表のカッコ内の金額となります（自宅通学：2万円→0円、自宅外通学：3万円→2万円）。なお、支給月額が0円に減額されても給付奨学生としての身分は継続します。



2 通信教育課程

平成31年度分から卒業する（修業年限の終期の）年度まで、毎年、5万円が振り込まれます（**年1回の振込**）。

区分	年額
大学・短期大学 専修学校（専門課程）	5万円
放送大学全科履修生（第一学期または第二学期）	5万円

- ① 給付奨学金の振込には、学校を通じて、スクーリングの受講について申請する必要があります。申請がない場合は、当該年度はスクーリングの受講がなかったものとして、給付奨学金の振込は行われません（給付奨学生の身分はそのまま継続されます）。
- ② スクーリングを受講しなかった年度には、給付奨学金の振込はありません（給付奨学生の身分はそのまま継続されます）。



【社会的養護を必要とする人】

1 又は **2** の奨学金に加え、一時金として**24万円**が振り込まれます（**初回の振込時に1回限り**）。



奨学金申込時に「社会的養護を必要とする人」として採用された方に限り支給されます。

【支給対象校】

給付奨学金の採用候補者となった人が進学して奨学金の支給を受けられる学校は、次の表のとおりです。ただし、正規の学籍で在籍する場合に限り（「科目等履修生」「聴講生」等は対象外です）。

（表内の記号の意味）・・・ ○：支給対象 ×：支給対象外 △：支給対象か否かが学科ごとに異なる（※）

学校種別・課程	給付奨学金	（参考）貸与奨学金（予約採用）
大学（学部）	○	○
短期大学	○	×
専修学校（専門課程）	△	△
通信教育課程	△	×

※ 進学予定先の学科が奨学金の対象かどうかはその学校に照会して確認してください。専修学校の奨学金対象学科は本機構ホームページに一覧表を掲載していますので、参考にしてください。



大学の付属施設、専修学校の高等課程・一般課程、高等学校の専攻科・別科、その他の学校（下記参照）は対象外です。
（例）自治医科大学（医学部）、学校教育法によらない学校（語学学校、職業訓練校、防衛大学校・警察大学校等）

奨学金制度② 申込資格と基準

1 申込資格

平成31年度に大学等へ進学する希望を持っていて、次の①～③のいずれかに該当する人が申し込みます。ただし、1度でも大学等へ入学したことがある人は、申込資格がありません。

①	平成31年3月に高等学校等を卒業予定の人（※1）
②	高等学校等の本科を卒業後2年以内の人
③	高卒認定試験合格者等（※2）で合格後2年以内の人

（※1） 秋季に卒業予定の人は在籍する学校にご相談ください。

（※2） 高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）の合格者、科目合格者、出願者


【外国籍の人の申込資格】

外国籍の人は次の表のとおり在留資格によって申込みに制限があります。在留資格の記載がある書類を在学する学校（又は出身校）へ提示のうえ、申込資格を満たしているか確認してください。

申込資格	在留資格（※1）
あり	法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者（※2）
なし	1 外交、公用、教授、芸術、宗教、報道
	2 高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、技能実習
	3 文化活動、短期滞在 4 留学、研修、家族滞在 5 特定活動

（※1） 在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）によります。（法定特別永住者については「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）によります。）

（※2） 「定住者」について、将来永住する意思のない人は、申込資格がありません。


 申込資格が無いことが判明した時点で奨学金の振込を停止して採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。

2 基準

高等学校等は、奨学金を希望する人のうち、機構が示すガイドラインを参考に**高等学校等が定める**人物・学力・家計の基準を満たす人を推薦します（**推薦できる人数は学校ごとに決まっています**）。


機構は、次の基準のいずれかを満たしていることを確認して採用候補者に決定します。

住民税非課税世帯の人	家計支持者（2ページ）の平成30年度住民税（市区町村民税所得割）が非課税であり、家計支持者の年収（給与収入の場合）・所得金額（給与以外の収入の場合）等から特別控除額等を差し引いた金額が、第一種奨学金の収入基準額以下である（目安参照）
生活保護受給世帯の人	家計支持者（2ページ）が生活保護を受給している
社会的養護を必要とする人	（2ページ参照）

 高卒認定試験合格者等については、上表の基準を満たす人の中から高卒認定試験の成績等に基づき機構が選考します。

「住民税非課税世帯の人」の場合の収入・所得の上限額の目安はおよそ次の金額となります。

世帯人数	想定する世帯構成	給与所得者の世帯 （年間の収入金額）	給与所得者以外の世帯 （年間の所得金額）
3人世帯	本人、父、母（無収入）	657万円以下	286万円以下
4人世帯	本人、父、母（無収入）、中学生	747万円以下	349万円以下
5人世帯	本人、父、母（無収入）、中学生、小学生	922万円以下	514万円以下

 上記の表はあくまで目安です。上記の目安を上回っていても、特別控除等により基準を満たす可能性があります。

奨学金の手続き① 採用候補者決定後の手続き

採用候補者に決定した場合、「採用候補者決定通知」等の書類を高等学校等から受け取り、進学時の手続きの準備をします。詳しくは、採用候補者決定時にお知らせします。

なお、「**社会的養護を必要とする人**」(2ページ)は、希望により、労働金庫(ろうきん)が実施する「入学時必要資金融資」(つなぎ融資)制度に申し込むことができます。

「入学時必要資金融資」制度の概要

「入学時必要資金融資」制度とは、**社会的養護を必要とする人の、入学前の**入学金・授業料について労働金庫が融資する制度です。労働金庫から受けた融資の返済は、**進学後に振り込まれる給付奨学金(一時金24万円)により一括返済**します。

(平成29年10月1日現在)

申込者	採用候補者(合格が決定している人)
融資限度額	入学時に進学先に支払う教育資金(入学金、授業料。進学先に納入済のものは対象外)に対して、給付奨学金(一時金)の額(24万円)が限度。
融資方法	奨学金振込口座としてご開設いただいたご本人名義の労働金庫の普通預金口座へ入金後、労働金庫から進学先に、ご本人名義にて直接振り込みます。
返済期間	給付奨学金(一時金)の振込時に、奨学金振込口座からの引き落としにより、元金及び利息を一括して返済
利率	年1.81%【固定金利】 ※ 利率は金融情勢によって変動するため、上記の利率とは異なる場合があります。
申込時期	採用候補者として決定後(必要資金の納付期限まで2週間程度の余裕をもってお申し込みください)
審査期間	申込時期により異なります。
申込手続	労働金庫の各店舗への来店による申込み



- ・審査があるため、必ず利用できるというわけではありません。
- ・進学先によっては、合格決定から入学金の納付期限までの期間が短い等、この制度を利用できない場合があります。
- ・最新の情報・詳細は、労働金庫のホームページをご覧ください。<http://all.rokin.or.jp/service/loan/life.html>

【留意点】

① 奨学金振込口座

奨学金振込口座は労働金庫の口座にする必要があります。労働金庫への申込時に、奨学金の振込口座を労働金庫の口座にする手続きを行います。(労働金庫を通じて行います)

② 入学時特別増額貸与奨学金(貸与奨学金)の採用候補者となっている場合

給付奨学金(一時金24万円)と、申込時に選択した入学時特別増額貸与奨学金の額の**合計額**が融資の上限額となります。

奨学金の手続き② 進学後の手続き

1 必要書類と「進学届」の提出

進学後（平成31年4月以降）進学先の学校が定める期限内に、進学先の学校に「採用候補者決定通知」等の必要書類を提出し、引き換えに交付される「ID・パスワード」により、インターネットにて「進学届」を提出します。



期限内に「進学届」を提出しなければ奨学生として採用されず、採用候補者の権利を失います。

必要書類	提出が必要な人
①採用候補者決定通知【進学先提出用】	採用候補者全員
②自宅外通学であることの証明書類（あなた及び家計支持者の住民票等）	「進学届」で「自宅外通学」を選択する人

2 採用・奨学金の振込開始

「進学届」を提出すると、給付奨学生として正式に採用され、「給付奨学生証」等が交付されます。また、届け出た口座への奨学金の振込みが始まります。

【取扱い金融機関】

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く）	農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専業銀行（楽天銀行、ジャパンネット銀行等）、その他一部の銀行（新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行等）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、休眠口座

【奨学金振込日】

支給月	振込日	支給月	振込日	支給月	振込日
4月分	4月21日	8月分	8月10日	12月分	12月11日
5月分	5月16日	9月分	9月11日	1月分	1月11日
6月分	6月11日	10月分	10月11日	2月分	2月10日
7月分	7月11日	11月分	11月11日	3月分	3月11日



- ・上記の日が金融機関の休業日のときは前営業日となります。
- ・初回振込日が5月以降となる場合、4月分からその月までの分の奨学金がまとめて振り込まれます。

3 「誓約書」の提出

採用後は学校が定める期限内に「誓約書」を提出します。



期限までに提出のない場合は、採用時に遡って奨学生の身分を失います（振込済みの奨学金は速やかに全額を返金する必要があります）。

奨学金の手続き③ 奨学金支給中の手続き

1 在籍報告

年に2回（7月・10月）、大学等に在籍していること等をインターネットにより報告します。



学校が定める期限内に報告しなかった場合は、奨学金の支給が終了します。

2 給付奨学金継続願

毎年1回、次年度も引き続き奨学金の給付を希望することを願い出る「給付奨学金継続願」をインターネットを通じて提出します。



学校が定める期限内に提出しなかった場合は、年度内で奨学金の支給が終了します。

3 適格認定

「給付奨学金継続願」の提出後、在学する大学等により、奨学生としての適格性が保たれていることが確認され、機構に報告されます。



- ・学業成績が不振等の場合や経済状況の回復が見られる場合は、奨学金の支給が停止されたり、廃止（打ち切り）となったりすることがあります。
- ・成績不振に病気等のやむを得ない理由がない場合、学校処分の除籍・退学・無期停学又は3か月以上の停学となった場合、返還が必要になります。

4 支給の終了

次の場合は、奨学金の支給が終了します。

事由	説明
満期	終期までの支給が完了したとき。
辞退	奨学金が必要でなくなった旨の申出があったとき。
退学	在学する大学等を退学したとき。
廃止	成績不振・学校処分等により給付奨学生として適格でないと認定されたとき。
死亡	奨学生本人が死亡したとき。

5 返還が必要な場合

給付奨学金について返還が必要となったときは、返還すべき金額及び返還の方法について通知します。返還の方法等を記載した書類を提出してください。

ホームページと モバイルサイトのご案内

日本学生支援機構のホームページにおいて、随時情報を提供しています。
また、モバイルサイトからも手軽に奨学金情報をご覧いただけます。
奨学金の申込方法や、毎月の奨学金振込日、返還方法などの情報を掲載していますので、ぜひご覧ください。

また、日本学生支援機構のホームページには次のコンテンツもあります。

- ・奨学金貸与・返還シミュレーション
- ・ガイダンス動画（申込者向け・採用候補者向け）

ぜひ活用してください。

日本学生支援機構（JASSO）ホームページアドレス
<http://www.jasso.go.jp/>

日本学生支援機構（JASSO）モバイルサイトアドレス
<http://daigakuja.jp/jasso/>



スカラネットによる奨学金申込みは専用アドレス
<https://www.sas.jasso.go.jp/> へ接続してください。

【申込情報の保護について】

申込みは、インターネットにより行います。

日本学生支援機構では、ネットワーク上での電子データ授受のセキュリティを確保するために「認証局（※）」に加入し、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の暗号化通信方式を採用することによって高度なセキュリティ対策をとっています。

※認証局：ネットワーク上での通信相手が、本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関です。

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金給付業務（返還業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

なお、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。